商工会は行きます。 聞きます。 提案します。





第81号 南丹市商工会だより

発行者

南丹市八木町八木東久保 28-1 南丹市商工会

Tel 0771-42-5380 Fax 0771-42-5734

昨年2月末「新型コロナウィルス感染症」の拡大悪化で日本はもとより世界中が閉塞感に包まれ早1年が過ぎようとしています。世界各地で"ロックダウン"が発令され、日本でも可能性に言及されてきました。ロックダウンという強い言葉で、日本全体が危機感を共有できたという専門家もおられ、感染症リスクを非常に簡略な三密という言葉に落とし込みされ大きく有効に作用したと思います。感染症に対応するコロナワクチン研究のもと、日本でも2月中旬に接種が始まりました。3月1日には第3便が到着し68万人分が確保できたと言われていますが、保管にも最新の注意が必要とのことで今後も順調に接種が進むことを祈るばかりです。

京都府下の景況感は、個人消費、観光関連消費で持ち直しの動きが見られましたが、 第3波の影響と非常事態宣言発令で状況は再び先行き不透明となっています。2月末の

京都府域における緊急事態解除を踏まえ、緊急事態措置を2月28日24時に解除するとともに、3月1日0時から3月14日24時までの間、特措法に基づき時短要請が出ています。関係する皆様には引続きご対応を宜しくお願いし、それに対する協力金の支給や各種施策についても実施されますので、不明な点は一度商工会にお尋ねいただきますよう宜しくお願いいたします。



南丹市農林商工部國府部長様、中西次長様へ

令和3年1月28日商工会館にて、令和2年1月以降の色々な施策に対してお礼を述べるとともに、それらに対する商工会の対応を報告させていただきました。また長引くコロナ禍の影響に対し、南丹市内事業者の窮状を報告するとともに、令和3年度予算に対しても寺田商工会長から塩貝市議会議員様を通じて南丹市並びに片山京都府議会議員様、京都府へ手厚い支援を今後も引き続き依頼させていただきました。関係各位様には今後ともご支援ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウィルス感染症拡大防止協力金について (3月1日~3月14日実施分)制度等ご案内



政府の対策本部会議が開催され、令和3年2月28日(日)をもって、京都府の緊急事態の解除が決定されました。これを受け、第34回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、緊急事態措置から次のステージへ移行することとなり、感染の再拡大には厳重な警戒が必要のため、3月1日(月)から3月14日(日)までの間、「新しいステージにおける要請」を講じられていますのでお知らせします。また、京都市以外の地域の飲食店等を対象として南丹市域は3月1日(月)から3月7日(日)まで営業時間短縮(5時~21時、酒類の提供は11時~20時まで)の要請があり、協力店舗に対して協力金の支給がありますので併せてお知らせいたします。

☆令和3年2月8日(月曜日)から令和3年2月28日(日曜日)までの時短要請への協力に対する緊急事態措置協力金との主な違いは以下のとおりです。

項目	緊急事態措置協力金	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(3 月			
		1 日~3 月 14 日実施分)			
期間	令和3年2月8日(月)	令和3年3月1日(月)	令和3年3月8日(月)		
	から令和 3 年 2 月 28	から令和3年3月7日	から令和 3 年 3 月 14 日		
	日(日)	(日)	(日)		
対象地域	京都府全域	京都府全域	京都市内		
要請内容	午前5時から午後8時	午前 5 時から午後 9 時	午前5時から午後9時の		
	の営業を要請	の営業を要請	営業を要請		
	(酒類の提供は午前	(酒類の提供は午前 11	(酒類の提供は午前 11		
	11 時から午後 7 時)	時から午後8時)	時から午後8時)		
協力金額	1 施設 (店舗) につき、	1施設(店舗)につき、	1施設(店舗)につき、		
	時短営業した日数×	時短営業した日数×	時短営業した日数×		
	6 万円	4 万円	4 万円		

*申請の受付は、緊急事態措置協力金とあわせて、要請期間終了後(3月15日(月)以降)に開始する予定です。

(支給要項、申請書類等の詳細は現在準備中です)

*その他、詳細については、京都府 HP よりご確認ください。

飲食店の時短営業等により影響を受けた事業者に一時金を支給します



2021 年 1 月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を給付いたします。

- ■給付額=前年又は前々年の対象期間の合計売上-2021年の対象月の売上×3か月
- ■対象期間 1月~3月 ■対象月 対象期間から任意に選択した月
- ■給付額 中小法人等 上限 60 万円・個人事業者等 上限 30 万円
- ■給付対象について
 - ポイント1 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を 受けた事業者は対象となり得ます
 - ポイント2 2019 年比又は 2020 年比で、2021 年の 1 月、2 月又は 3 月の売上 が 5 0 %以上減少した事業者
- ※1 「飲食店時短営業又は外出自粛等の影響」とは、緊急事態宣言の再発令に伴い緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、又は宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことを指します
- ※2 給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となりま す。なお店舗単位ではなく事業者単位の給付となります。
- ※3 緊急事態宣言の発令地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさな ければ給付対象とはなりません。
- ※4 飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛以外の理由であれば、売上が50%以上減少していても対象外です。
- ※5 都道府県から時短営業の要請に伴う協力金を受給している飲食店は、一時支援金を重複受給はできません。
 - *申請には、2019年及び2020年の両方の確定申告書が必要です。
- ★3月8日(月)より、申請が開始される予定です。 申請方法や給付要件等の詳細は、決まり次第、経産省HP、南丹市商工会HP等 でお知らせします。
 - *詳細は、別紙をご確認ください。

令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金く一般型>



<u>小規模事業者</u>自らが自社の経営を見つめ直し、経営計画を作成した上で行う販路開拓の取り組み等の経費の一部を補助するものです。

《一般型》 (販路開拓に加えて業務の効率化の経費が補助対象)

- ① 販促用チラシの作成・配布、HP 作成、販促品の調達・配布
- ② 商談会・見本市への出展(海外を含む)
- ③ 新たな販路開拓に必要な機械装置等の導入
- ④ 商品パッケージ(包装)の改良
- ⑤ 店舗改装(小売店の陳列棚の改良・飲食店の店舗改修など)
- ⑥ 新商品・新サービスの開発
- ・補助金額等

	一般型(補助率 2/3)		
	① 一般型	② 特定創業支援等	
補助上限額	5 0 万円	+50万円	
備考	全申請者に適用	適用条件あり	

・公募スケジュール(一部予定)

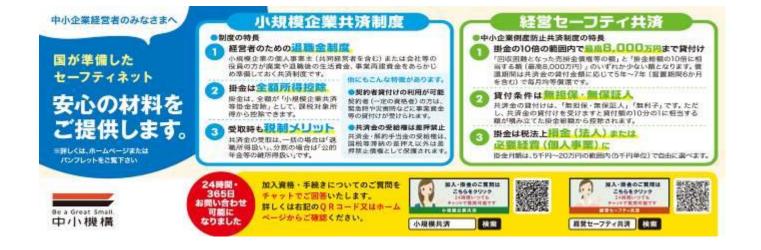
《一般型》

○第5回受付締切 2021年6月4日(金)[締切日当日消印有効] 事業実施期間 交付決定日~2022年3月31日(木)まで

〇第6回受付締切 2021年10月1日(金)

○第7回受付締切 2022年2月4日(金)

★詳細については、商工会 本所・各支所までお問い合わせください。



申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を延長します



新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間(令和3年2月16日から3月15日)と重なることを踏まえて、十分な申告期間を確保するため、申告所得税・贈与税及び個人事業者の消費税の申告、納付期限について、全国一律で令和3年4月15日(木)まで延長されました。

○申告納付期限 申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税

⇒令和3年4月15日(木)

〇口座振替日 申告所得税

令和3年5月31日(月)

個人事業者の消費税 令和3年5月24日(月)

国税の納付が困難な方は、猶予制度があります



新型コロナウィルス感染症の影響により、国税を一時的に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

- ◎要件(換価の猶予)
 - ①国税を一時的に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがあると認められること。
 - ②納税について誠実な意思を有すると認められること。
 - ③猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
 - ④納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。
 - ※既に滞納がある場合や滞納となってから6か月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予が受けられる場合もあります。

原則、担保は不要です(担保の提供が明らかに可能な場合を除く)

- ◎内容(猶予が認められると)
 - ① 原則として 1 年間納税が猶予されます(状況に応じて更に 1 年間猶予される場合があります。)
 - ② 猶予期間中の延滞税が軽減されます。※通常 年 8.8% → 軽減後 年 1.0%(令和 3 年中の利率)
 - ③ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます

新型コロナウィルス感染症に係る 雇用調整助成金の特例措置を延長します



雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、 労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手 当相当額等を助成するものです。

※延長について※

新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、令和3年2月28日までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、この措置を4月30日まで延長いたします。

- 注)上限 15,000 円当従前の特例措置についてであり、緊急事態宣言対応特例の期間は別途 定められます。
- *詳細は、厚生労働省HP または、南丹市商工会までお問い合わせください。

「36協定」の締結・届出と「電子申請」の活用をお願いします



「36協定」とは

労働基準法 時間外及び休日の労働(36条)

時間外または休日に労働させる場合には、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、そのような労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者と書面による労使協定を締結し、事前に諸葛の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

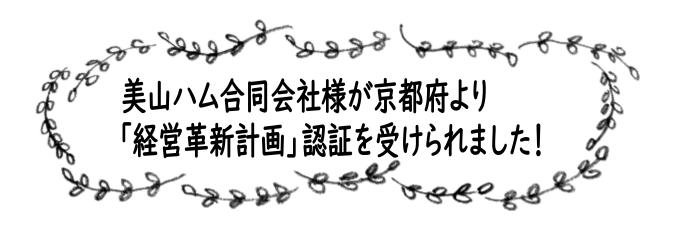
- ●2021年4月から「36協定届」の様式が新しくなります。
 - ・届出の際、使用者の押印及び署名が不要になります。
 - ・過半数労働組合及び過半数代表者についてのチェックボックスが新設されます。
 - ◇「36協定届」の作成を支援します

ウェブ上の入力フォームに必要事項を入力して印刷することで、労働基準監督署にそのまま届出が可能な「36協定届」を作成できる無料ツールを公開しています。

スタートアップ労働条件 で 検索

●労働基準監督署で行う届出や申請等については「電子申請」が可能です また、令和3年4月1日から、労働基準法関係の電子署名及び電子証明書の添付が 不要になります。 e-Govもより便利になりました。

e-Gov で 検索



令和3年1月20日付けで、美山ハム合同会社 様(南丹市美山町内久保池ノ谷33番地1/http://www.miyamahamu.com/)が京都府より「経営革新計画」の認証を受けられました。



同制度は、中小企業等経営強化法では、「新商品の開発や生産、商品の新たな生産の 方式の導入等新たな事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図ること」 と定義されており、新たな事業活動が、付加価値額(または一人あたりの付加価値額) を一定の割合以上向上させるもの、また給与支給総額を一定の割合以上向上させるも のである場合、新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を経て様々な支援施策 にトライすることができる制度です。

今回、同社は、「幻と言われるほどの希少価値のある『鹿の生ハム』の安定供給システムの構築」をテーマに認証を受けられました。

今後も更なる進化・成長(レベルアップ)に向けた取り組みに期待したいと思います。

この度は、本当におめでとうございます!

★ 南丹市商工会では、「経営革新計画」や「知恵の経営」など法認定に取り組む事業所を随時募集しています。お気軽に商工会までご相談ください。

南丹市健幸・食育レシピコンテスト

南丹市では、子供たちの食の関心を深めるきっかけとなるとともに、子供たちのレシ ピで健幸なまちづくりに繋がる取り組みをテーマとして、小中学校の児童・生徒を対 象に「第1回南丹市健幸・食育レシピコンテスト」を開催しました。

寺田商工会長が審査員長を務め、商工会青年部員 他8名の 審査員により、応募数 288 作品の中から、最優秀賞、優秀賞、 まんぷく賞が決定されました。審査員長より、「料理は、作り 手が「おいしく食べて欲しい」と、気持ちを込めて作る事が大 切です。料理人をしていますが「おいしかった」という言葉が 聞ける時が、一番嬉しく励みになっています。南丹市商工会も、 皆さんのアイデアを参考に、まちが健幸で元気になるような取 組みを一緒に考えていきたいと思います。」の講評がありました。



最優秀賞



小学生の部 湯浅 舞さん (園部第二小学校)



中学生の部 小林咲月さん (園部中学校)

*まんぷく賞



「和パオライス・ミントとトマトのさっぱりマリネ」 宇野颯真さん (殿田中学校)



加入会員のご紹介

今後とも何かとお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

企業名	代表者	業種	地域
カフェノビルネ	寺井花子	飲食業	美山町
茅葺レストハウスさかや	中野善文	飲食業	美山町
カフェ 美卵	中野喜友	飲食業	美山町
喫茶スナックドリーム	中野均	飲食業	日吉町
㈱日吉やさい畑生活	中村重信	飲食業及び農業	日吉町
正樹造園	加地正樹	造園工事業	園部町
スナック Y	蛎﨑由紀子	飲食業	園部町
稲穂賢一	稲穂賢一	小売業	園部町

(敬称略・順不同)



女性部活動報告

「くろーばー」Vol.16 3月発行予定

前回発行の Vol. 15 を新聞折込したところ、ご好評をいただきました。 今回も商工会、女性部について一人でも多くの市民の方に知っていた だきたい思いで、発信委員会が Vol. 16 に向けて制作中です。

是非、お手元に届いた際はご覧いただきますよう、よろしくお願いい たします。



女 性 部 新 規 加 入

(事業所) 和創工房 京乃彩(きょうのいろ)

川端 嬌子 さま

(住 所) 日吉町田原東雲 1-7

(電話) 0771-72-0309

(営業日) 不定休(要予約)

婚礼衣裳・成人式(レンタルも可)、着物服、舞台衣裳、 和風小物、呉服、展示会、コーディネート相談を行われています。



南丹市内の中小企業を 南丹市商工会は ながく つよく さぽ~と します!!

挑戦を サポート 創業や経営革新の支援をサポートします。

新規創業や再チャレンジ・第二創業・農商工連携・経営革新・ 知恵の経営等に前向きな企業の「挑戦」を支援します。

進化を サポート 質の高い経営・効率の良い経営に向けて、低コスト対策・技術 向上・従業員教育等に前向きな企業の「進化」に対して支援し ます。また、ホームページなどの作成支援もします。

を 安心を サポート わずらわしい労働保険事務の手続き、記帳機械化代行・記帳指導、PL 保険、小規模企業共済、倒産防止共済のほか、事業主や企業に役立つ各種共済制度の提案や、決算・確定申告・税務手続きに対し「安心」を支援します。

 躍進を サポート 後継者の育成や事業承継の支援のほか、講習会・講演会の開催 を通じて必要な知識の習得や個別指導を通じて企業の「躍進」 を支援します。

もっと サポート 最新の経営に関する施策の各種情報を分かりやすい内容で発信します。また、企業商品の販路開拓を目指し、各種展示会や物産展の情報を発信すると共に観光資源についても「もっと」支援します。

ずっと サポート

事業に必要な資金(融資)の相談をはじめ、経営診断、経営危機に対しての経営安定相談など「ずっと」支援します。

★どんなことでもお気軽にご相談ください!



★ 本所(八木支所) 八木町八木東久保 28-1
★ 園部支所 園部町小桜町 62-1
★ 日吉支所 日吉町殿田尾崎 8-1
☎0771-42-5380
☎0771-62-0766
☎0771-72-0224

☆ 美山支所 美山町島島台 51 ☎0771-75-0021

南丹市商工会ホームページ http://nantan.kvoto-fsci.or.ip/

e-mail <u>nantan-sci@kyoto-fsci.or.jp</u>